

H27.10.12

多田グリーンハイツ地区

小学校統合についての説明会



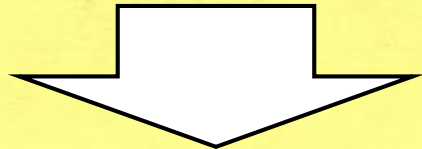
川西市教育委員会事務局

1. 審議会への諮問

(1) 学校区について

【就学校の指定】

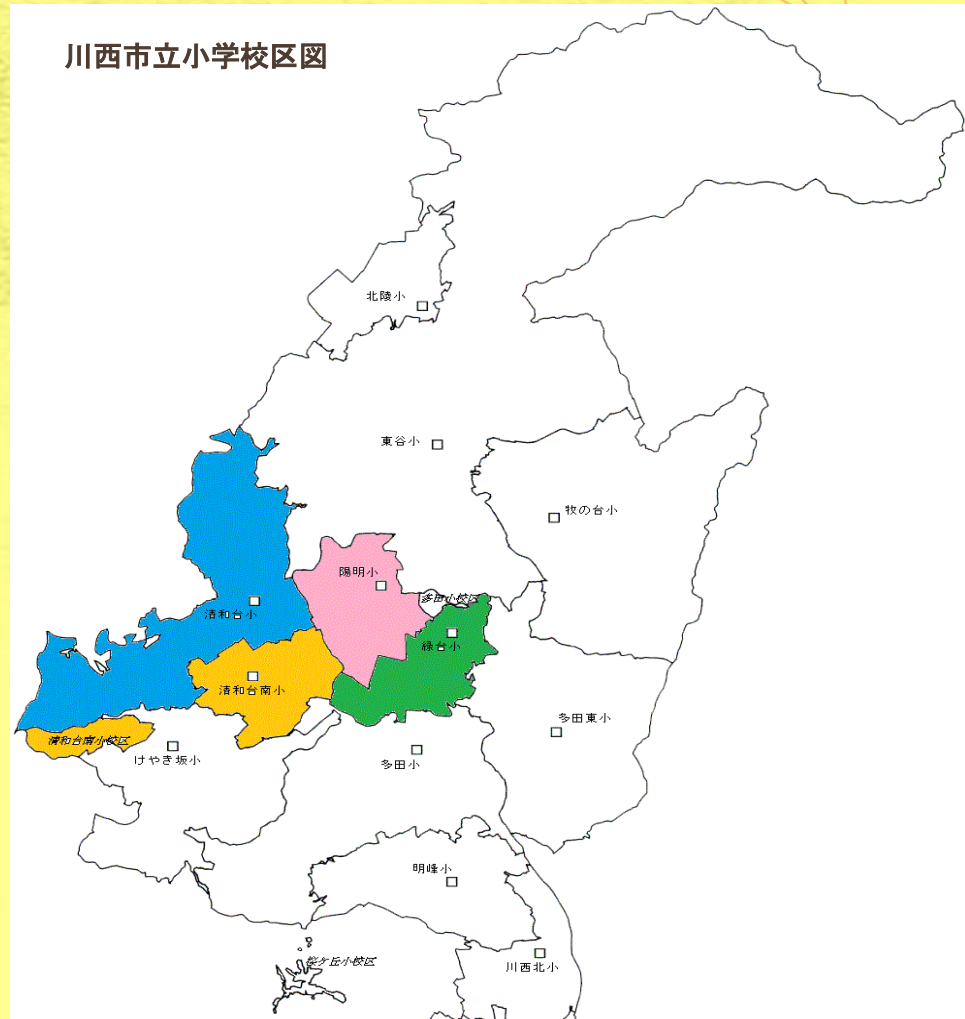
学校教育法施行令第5条第2項では、市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校または中学校が2校以上ある場合においては、**就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない**と定められている。



【校区の必要性と妥当性の評価】

川西市では、校区の設定及び変更に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて、妥当性を調査審議し、評価するために学識経験者や地域の代表者で構成される校区審議会を平成5年3月31日に規則設置し、平成6年度から稼働している。

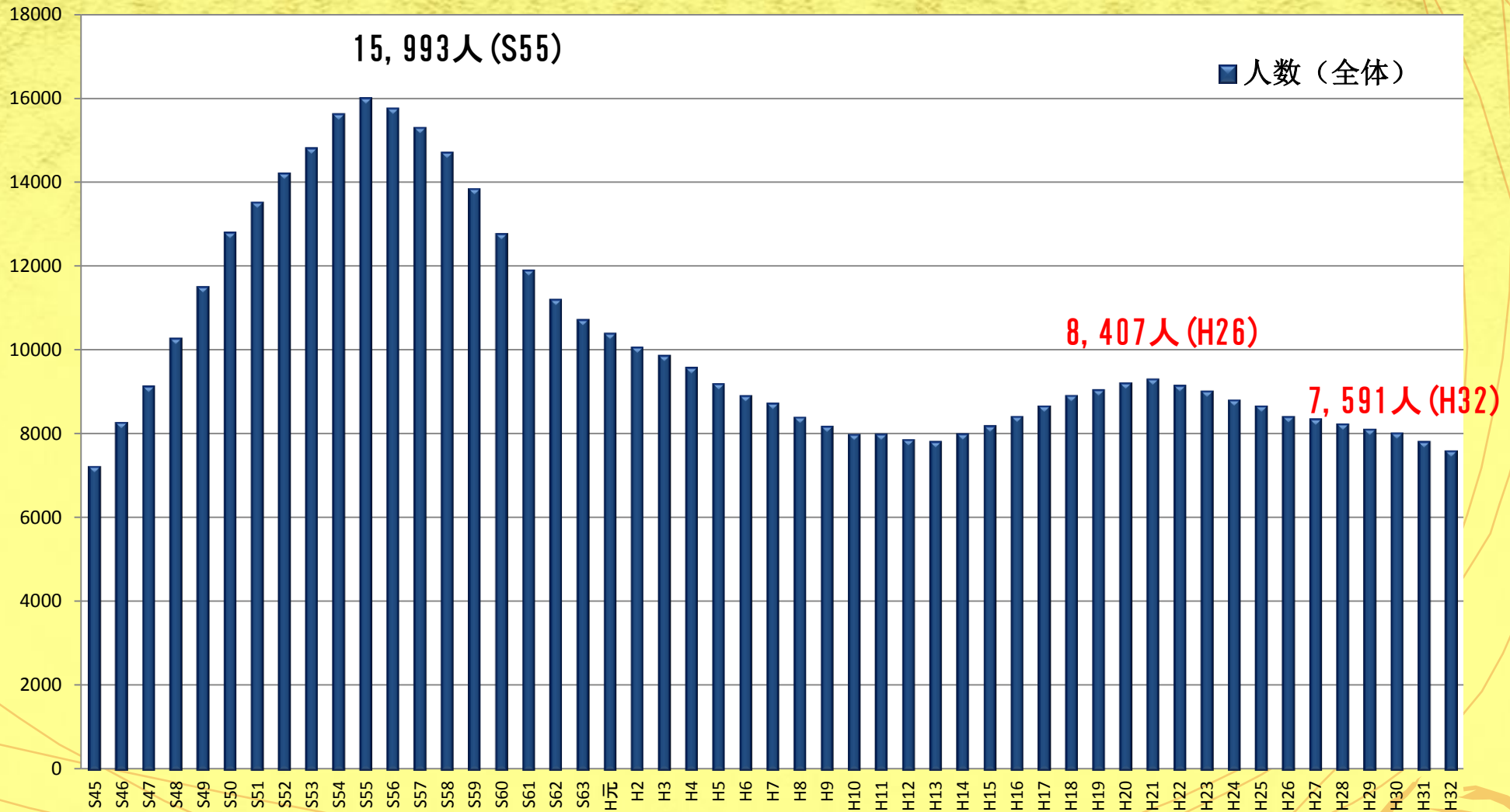
川西市立小学校区図



小学校	町名別校区	中学校	小学校校区	その他
緑台	緑台1~5・7丁目、向陽台1・2丁目	緑台	緑台小区(全部)	緑台1~5丁目(H25以前の入学者は多田)
陽明	緑台6丁目、向陽台3丁目、水明台1~4丁目、清流台		陽明小区(全部)	
清和台	石道、虫生、赤松、清和台東1~3丁目、清和台西1・2丁目	清和台	清和台小区(全部)	
清和台南	柳谷、清和台東4・5丁目、清和台西3~5丁目 多田院字瀧ヶ原・駒塚・井戸ヶ上、多田院西2丁目5番		清和台南小区(全部)	
けやき坂	芋生、若宮、けやき坂1~5丁目		けやき坂小区(全部)	

(2) 児童数の推移

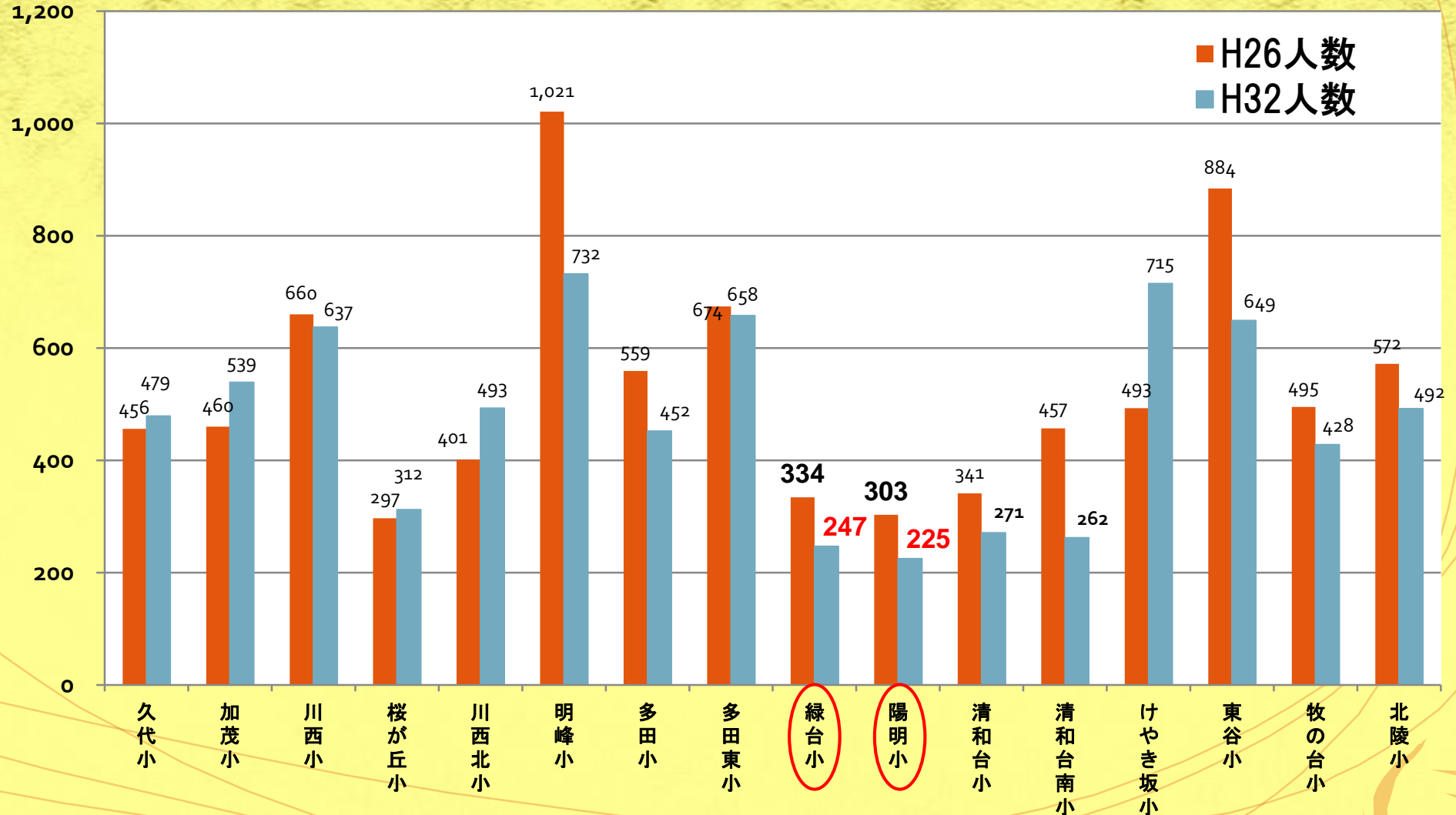
① 全小学校児童数の推移



児童数、学級数などの数値及び推計値は、川西市立学校校区審議会の審議のあった、平成26年度時点のものです。

(2) 児童数の推移

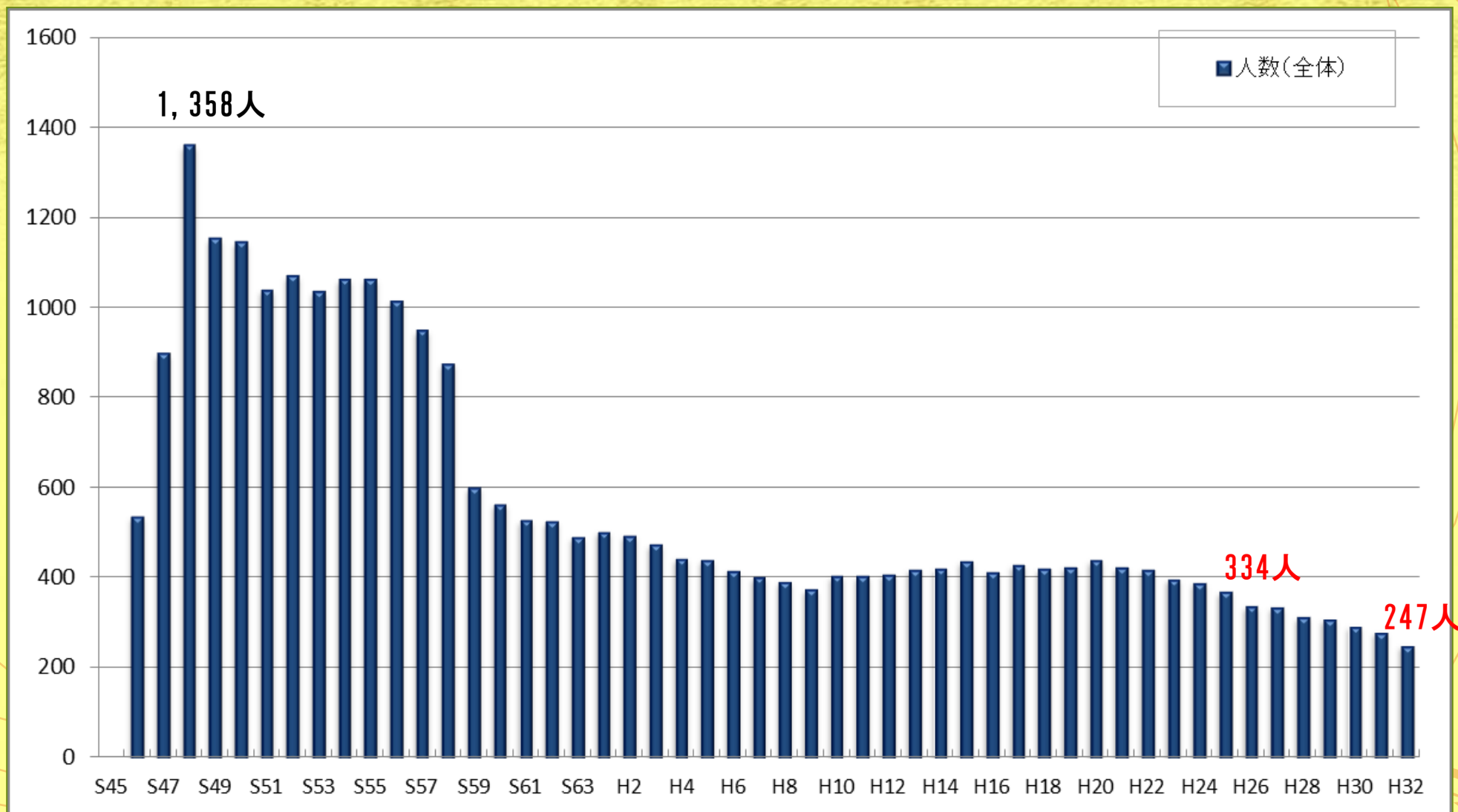
② 全小学校児童数の推移（学校別）



児童数、学級数などの数値及び推計値は、川西市立学校校区審議会の審議のあった、平成26年度時点のものです。

(2) 児童数の推移

③ 緑台小学校児童数推移



児童数、学級数などの数値及び推計値は、川西市立学校校区審議会の審議のあった、平成26年度時点のものです。

(2) 児童数の推移

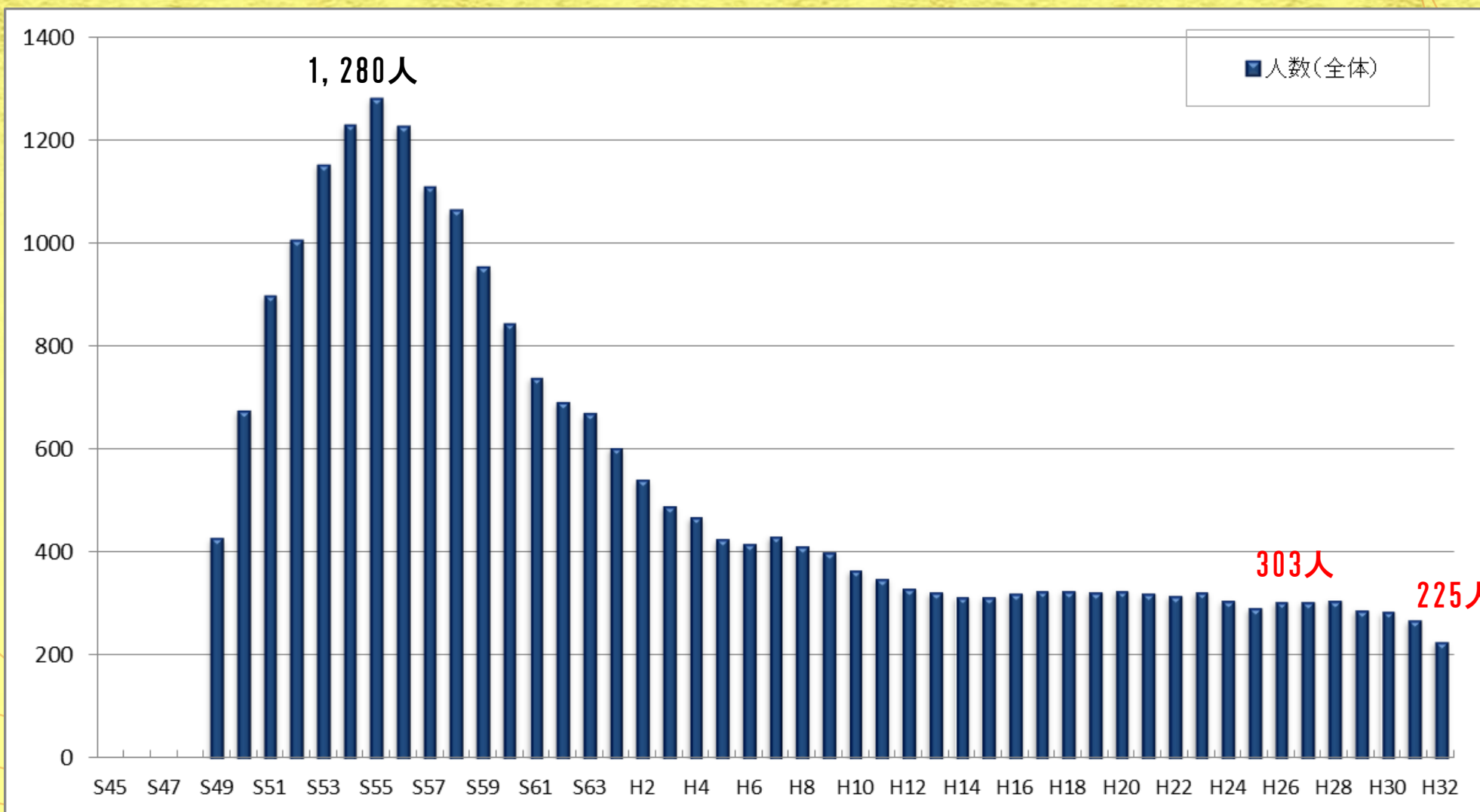
④ 緑台小学校児童推移（学年別児童数・学級数推移）

	1～4年:35人		1～4年:35人		1～4年:35人		1～4年:35人		1～4年:35人		1～4年:35人		1～4年:35人	
	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度		31年度		32年度	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1年	52	2	65	2	40	2	46	2	35	1	35	1	22	1
2年	48	2	52	2	65	2	40	2	46	2	35	1	35	1
3年	50	2	48	2	52	2	65	2	40	2	46	2	35	1
4年	51	2	50	2	48	2	52	2	65	2	40	2	46	2
5年	62	2	51	2	50	2	48	2	52	2	65	2	40	1
6年	67	2	62	2	51	2	50	2	48	2	52	2	65	2
小計	330	12	328	12	306	12	301	12	286	11	273	10	243	8
特支	4	2	4	2	4	2	4	2	4	2	4	2	4	2
合計	334	14	332	14	310	14	305	14	290	13	277	12	247	10
対前年度増減数			-2		-22		-5		-15	-1	-13	-1	-30	-2

児童数、学級数などの数値及び推計値は、川西市立学校校区審議会の審議のあった、平成26年度時点のものです。

(2) 児童数の推移

⑤ 陽明小学校児童数推移



児童数、学級数などの数値及び推計値は、川西市立学校校区審議会の審議のあった、平成26年度時点のものです。

(2) 児童数の推移

⑥陽明小学校（学年別児童数・学級数推移）

	1～4年:35人		1～4年:35人		1～4年:35人		1～4年:35人		1～4年:35人		1～4年:35人		1～4年:35人	
	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度		31年度		32年度	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1年	61	2	55	2	43	2	33	1	42	2	28	1	19	1
2年	44	2	61	2	55	2	43	2	33	1	42	2	28	1
3年	46	2	44	2	61	2	55	2	43	2	33	1	42	2
4年	52	2	46	2	44	2	61	2	55	2	43	2	33	1
5年	39	1	52	2	46	2	44	2	61	2	55	2	43	2
6年	57	2	39	1	52	2	46	2	44	2	61	2	55	2
小計	299	11	297	11	301	12	282	11	278	11	262	10	220	9
特支	4	2	5	2	5	2	5	2	5	2	5	2	5	2
合計	303	13	302	13	306	14	287	13	283	13	267	12	225	11
対前年度増減数			-1		4	1	-19	-1	-4		-16	-1	-42	-1

児童数、学級数などの数値及び推計値は、川西市立学校校区審議会の審議のあった、平成26年度時点のものです。

2. 公立小学校の適正規模

小学校の学級数は、12学級以上18学級を標準とする。
ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。（学校教育法施行規則）



【義務教育段階の学校の目的】

児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うこと

◎学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が**集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨すること**を通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけさせることが重要

- ・ 一定の規模の児童生徒集団が確保されていること
- ・ 経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていること

2. 公立小学校の適正規模

(1) 学級数が少ないことによる学校運営上の課題

- ① **クラス替え**が全部又は一部の学年でできない
- ② クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない
- ③ 加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた**多様な指導形態**がとりにくい
- ④ クラブ活動や部活動の種類が限定される
- ⑤ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の**集団活動・行事の教育効果**が下がる
- ⑥ **男女比の偏り**が生じやすい
- ⑦ 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる
- ⑧ 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような**集団学習の実施**に制約が生じる
- ⑨ 班活動やグループ分けに制約が生じる
- ⑩ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ⑪ 教科等が得意な子どもの考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
- ⑫ 生徒指導上課題がある子どもの**問題行動**にクラス全体が大きく影響を受ける
- ⑬ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ⑭ **教員と児童生徒との心理的な距離**が近くなりすぎる

2. 公立小学校の適正規模

(2) 小規模校のメリット

- ① 一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい
- ② 意見や感想を公表できる機会が多くなる
- ③ 様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる
- ④ 複式学級においては、教師が複数の学年間を行き来する間、児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる
- ⑤ 運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える
- ⑥ 教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすい。例えば、ICT機器や高価な機材でも比較的少ない支出で全員分の整備が可能である
- ⑦ 異年齢の学習活動を組みやすい、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる
- ⑧ 地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい
- ⑨ 児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる

2. 公立小学校の適正規模

(3) 教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題

学級数	定員	学級数	定員	学級数	定員
1 CL	2	1 1 CL	1 3	2 1 CL	2 4
2 CL	3	1 2 CL	1 4	2 2 CL	2 5
3 CL	5	1 3 CL	1 6	2 3 CL	2 7
4 CL	6	1 4 CL	1 7	2 4 CL	2 8
5 CL	7	1 5 CL	1 8	2 5 CL	2 9
6 CL	8	1 6 CL	1 9	2 6 CL	3 0
7 CL	9	1 7 CL	2 0	2 7 CL	3 1
8 CL	1 0	1 8 CL	2 1	2 8 CL	3 2
9 CL	1 1	1 9 CL	2 2	2 9 CL	3 3
1 0 CL	1 2	2 0 CL	2 3	3 0 CL	3 4

2. 公立小学校の適正規模

(4) 教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題

- ① 経験年数、専門性、男女比等**バランスのとれた教職員配置**やそれらを生かした指導の充実が困難となる
- ② 教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、**学校経営が不安定**になったりする可能性がある
- ③ 児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる
- ④ ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の**多様な指導方法**をとることが困難となる
- ⑤ 教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる**負担が重く**、校内研修の時間が十分確保できない
- ⑥ 学年によって学級数や学級当たりの人数が大きく異なる場合、教員間に負担の大きな不均衡が生ずる
- ⑦ 平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に**参加することが困難**となる
- ⑧ 教員同士が切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい（学年会や教科会等が成立しない）
- ⑨ 学校が直面する様々な課題に**組織的に対応**することが困難な場合がある
- ⑩ 免許外指導の教科が生まれる可能性がある
- ⑪ クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる

3. 小学校の統合について（審議会答申）

（1）川西市の今後の学校校区のあり方について

「各学校の教育の十全な展開と学校間の教育上における平等性の確保」
「通学上の安全の保持」及び「校区と地域の関係性への配慮」を三つの原則とし総合的に勘案し、校区を設定すべきである。

①各学校の教育の十全な展開と学校間の教育上における平等性の確保

②通学上の安全の保持

③校区と地域の関係性への配慮

（2）多田グリーンハイツ地区における校区について

本審議会は、**緑台小学校と陽明小学校を統合せざるを得ない**と認める。なお、統合後の校区は、両校区を統合した校区とすることが妥当であるが、統合後に通学距離が遠くなる場合などの子ども達の負担に対して、隣接する他校区への校区外就学を認めるなど個々の実情に応じた丁寧な対応が必要と判断する。

3. 小学校の統合について（審議会答申）

①各学校の教育の十全な展開と学校間の教育上における平等性の確保

【統合後の児童数・学級数】

	1～4年:35人		1～4年:35人		1～4年:35人		1～4年:35人		1～4年:35人		1～4年:35人		1～4年:35人	
	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度		31年度		32年度	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1年	113	4	120	4	83	3	79	3	77	3	63	2	41	2
2年	92	3	113	4	120	4	83	3	79	3	77	3	63	2
3年	96	3	92	3	113	4	120	4	83	3	79	3	77	3
4年	103	3	96	3	92	3	113	4	120	4	83	3	79	3
5年	101	3	103	3	96	3	92	3	113	3	120	3	83	3
6年	124	4	101	3	103	3	96	3	92	3	113	3	120	3
小計	629	20	625	20	607	20	583	20	564	19	535	17	463	16
特支	8	3	9	3	9	3	9	3	9	3	9	3	9	3
合計	637	23	634	23	616	23	592	23	573	22	544	20	472	19
対前年度増減数											-29	-2	-72	-1

【統合後の教員数】

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
23	23	23	23	22	20	19

3. 小学校の統合について（審議会答申）

②通学上の安全の保持

【通学距離】

◎国では、公立小・中学校の通学距離について、**小学校でおおむね4 km以内、中学校ではおおむね6 km以内**という基準を、公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定めていることから、通学条件を通学距離によって捉えることが一般的。

◎小学校5年生と中学校2年生を対象に、通学距離とストレスとの関係を調べた研究によると、小学校で4 km以内、中学校で6 km以内という通学距離の範囲においては、気象等に関する考慮要素が比較的少ない場合、ストレスが大幅に増加することは認められなかった。

【通学時間】

◎通学時間の観点から各市町村の通学条件の基準を調査した結果、（略）～過去の統合事例を分析したところ、統合後の最遠方からの**通学時間は10分未満～75分**までと幅広いものの、**9割以上が1時間以内**。

3. 小学校の統合について（審議会答申）

②通学上の安全の保持

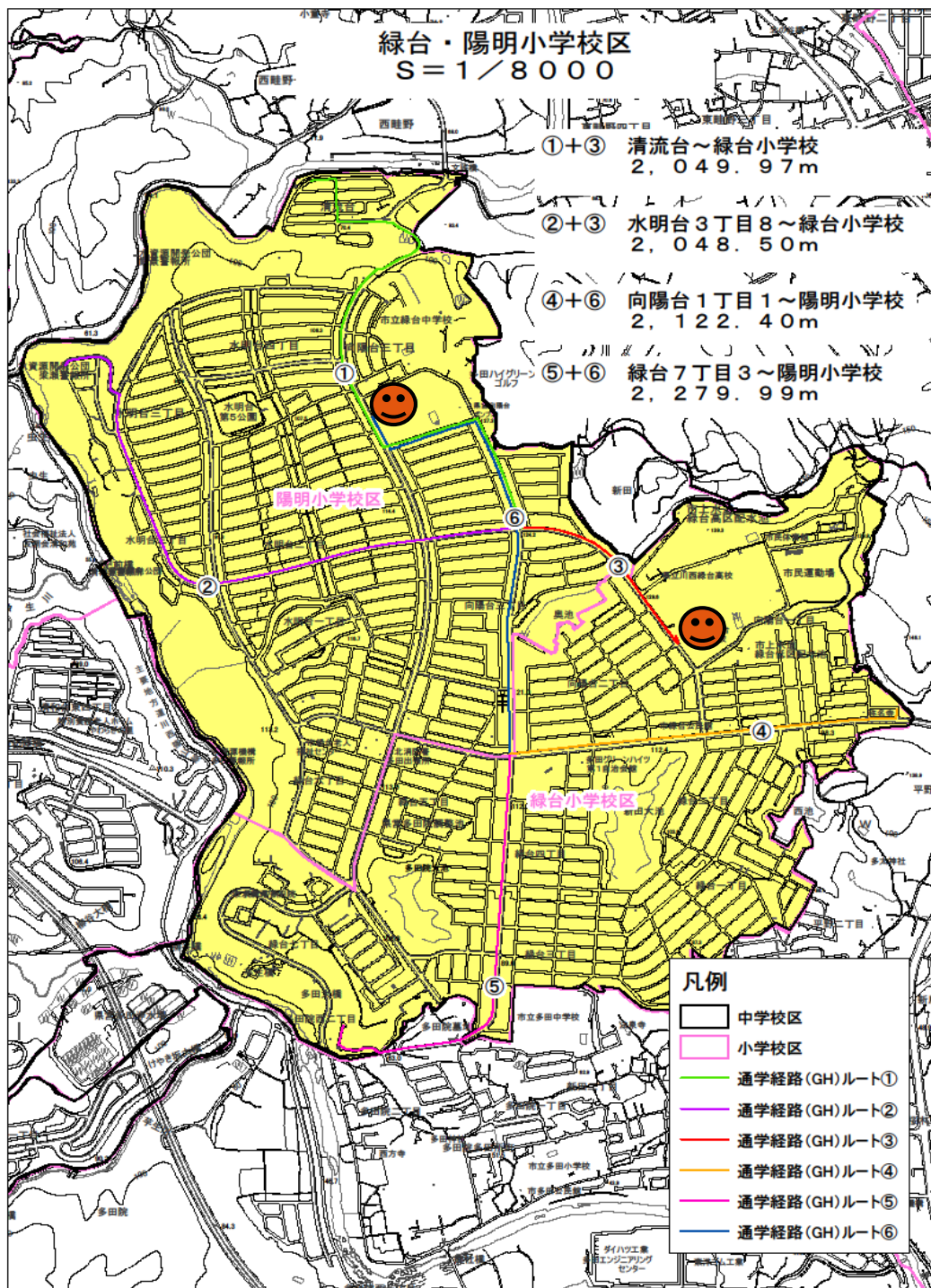
★川西市立学校校区審議会 答申

◎通学距離が延びてしまうケースはあるものの、距離、時間ともに文部科学省の基準内である。

◎全体として高低差が有り、通学条件によっては一定の考慮すべき要素も存在するため、教育委員会においては児童の通学上の安全を保持すべく、不断の努力を求める。



- ・ 通学路の見直し・・・通学距離、歩道の確保、信号機の有無、夏季休業中の安全点検
- ・ 校外児童会の活用・・・登校班の編成
- ・ 登校時間や始業時間の見直し
- ・ 学校安全協力員との連携



★清流台～緑台小学校
距離 2.05 km
高低差 60 m

★水明台3丁目8
～緑台小学校
距離 2.05 km
高低差 50 m

★向陽台1丁目1
～陽明小学校
距離 2.12 km
高低差 50 m

★緑台7丁目3
～陽明小学校
距離 2.28 km
高低差 75 m

↓ 通学路変更

(通学路変更)

距離 1.81 km
高低差 60 m

3. 小学校の統合について（審議会答申）

③校区と地域の関係性への配慮

◎学校は児童生徒の教育のために設置されている施設であり、学校統合の適否の検討に当たっては児童生徒の教育条件の改善の視点を中心に据えるべきだが、地域住民から見た学校は、地域社会の将来を担う人材を育てる中核的な場所であるとともに、防災、保育、地域の交流の場など様々な機能を有している場合も多く、**学校づくりがまちづくりと密接に関わる場合も多い。**

◎子どもに求められる資質や能力は、多様な人々と関わり、様々な経験を重ねていく中で育まれるものであり、学校のみで育成できるものではない。加えて、近年の社会の変化に伴い、多様化・複雑化するニーズに学校の教職員や教育行政の力だけで対応していくことは困難となっており、**学校がその目的を達成するためには、保護者・地域住民等の支えが必要。**

（「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」中央教育審議会）

★川西市立学校校区審議会 答申

◎緑台小学校区と陽明小学校区は**一つのコミュニティ**である。

◎中学校との立地なども勘案のうえ、**統合による利点を最大限に生かした前向きな検討**を。

4. 答申を受けて

(1) 統合を進める際の基本的な考え方

I 統合の際の使用施設

- ①統合後の教育活動が十全に展開できるよう、教育環境がより良好であると考えられる校舎を使用する。
- ②統合後の通学距離が著しく均衡を欠くことのないよう考慮する。
- ③本市で推進している就学前小中連携推進事業を円滑に行うことが出来る施設を使用する。

II 統合の手順

- ①統合に関して、学校名・校歌などについては、市教育委員会事務局と保護者や地域・教職員等で協議し、市教育委員会で決定する。
- ②上記協議の検討事項については、当該校の創立などの歴史や伝統を尊重しつつ進めることを基本とする。

III 校舎等の跡地利用

- ①統合後の校舎等跡地利用については、まちづくりの視点から、地域にとってより有効な活用方法を検討する。
- ②その際には、地域からの要望を踏まえつつ、市長部局と一体となって、計画的に進める。

(2) 平成27年度児童数推計

①緑台小学校 (学年別児童数・学級数推移)

	1~4年:35人		1~4年:35人		1~4年:35人		1~4年:35人		1~4年:35人		1~4年:35人		1~4年:35人	
	27年度		28年度		29年度		30年度		31年度		32年度		33年度	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1年	68	2	44	2	50	2	39	2	38	2	28	1	28	1
2年	56	2	68	2	44	2	50	2	39	2	38	2	28	1
3年	48	2	56	2	68	2	44	2	50	2	39	2	38	2
4年	52	2	48	2	56	2	68	2	44	2	50	2	39	2
5年	53	2	52	2	48	2	56	2	68	2	44	2	50	2
6年	62	2	53	2	52	2	48	2	56	2	68	2	44	2
小計	339	12	321	12	318	12	305	12	295	12	267	11	227	10
特支	5	3	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1
合計	344	15	325	13	322	13	309	13	299	13	271	12	231	11
対前年度増減数			-19	-2	-3		-13		-10		-28	-1	-40	-1

(2) 平成27年度児童数推計

②陽明小学校 (学年別児童数・学級数推移)

	1~4年:35人		1~4年:35人		1~4年:35人		1~4年:35人		1~4年:35人		1~4年:35人		1~4年:35人	
	27年度		28年度		29年度		30年度		31年度		32年度		33年度	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1年	53	2	40	2	34	1	47	2	31	1	24	1	26	1
2年	62	2	53	2	40	2	34	1	47	2	31	1	24	1
3年	45	2	62	2	53	2	40	2	34	1	47	2	31	1
4年	48	2	45	2	62	2	53	2	40	2	34	1	47	2
5年	53	2	48	2	45	2	62	2	53	2	40	1	34	1
6年	40	1	53	2	48	2	45	2	62	2	53	2	40	1
小計	301	11	301	12	282	11	281	11	267	10	229	8	202	7
特支	5	2	5	2	5	2	5	2	5	2	5	2	5	2
合計	306	13	306	14	287	13	286	13	272	12	234	10	207	9
対前年度増減数			1		-19	-1	-1		-14	-1	-38	-2	-27	-1

(2) 平成27年度児童数推計

③陽明小学校・緑台小学校

【統合後の児童数・学級数】

		1~4年:35人		1~4年:35人		1~4年:35人		1~4年:35人		1~4年:35人		1~4年:35人			
		27年度		28年度		29年度		30年度		31年度		32年度		33年度	
		児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1年		121	4	84	3	84	3	86	3	69	2	52	2	54	2
2年		118	4	121	4	84	3	84	3	86	3	69	2	52	2
3年		93	3	118	4	121	4	84	3	84	3	86	3	69	2
4年		100	3	93	3	118	4	121	4	84	3	84	3	86	3
5年		106	3	100	3	93	3	118	3	121	4	84	3	84	3
6年		102	3	106	3	100	3	93	3	118	3	121	4	84	3
小計		640	20	622	20	600	20	586	19	562	18	496	17	429	15
特支		10	3	9	3	9	3	9	3	9	3	9	3	9	3
合計		650	23	631	23	609	23	595	22	571	21	505	20	438	18
対前年度増減数				-19		-22		-14	-1	-24	-1	-66	-1	-67	-2

【統合後の教員数】

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
23	23	23	22	21	20	18

(3) 緑台小学校と陽明小学校の統合について

◎緑台小学校と陽明小学校を統合のうえ、平成30年度から新学校(現陽明小学校校舎を使用)で運営する。

- ・平成27年度児童数・学級数見込では、緑台小学校で平成32年度から、陽明小学校では平成29年度から単学級が生じ、その後児童数・学級数が急激に増加することはないと考えられる。
- ・陽明小学校運動場面積や校舎延床面積は緑台小学校に比べて狭いものの、統合後の500人以下の児童の活動は十分に行える。また、陽明小学校の敷地面積や建築年を考慮すると、今後十分な教育活動を進めることができる。
- ・陽明小学校は緑台中学校に非常に近接しており、児童生徒や教職員の移動が円滑に行いやすいなど、本市が進める就学前小中連携の推進モデルとしての「小中一貫型小学校・中学校」教育に取り組むことができる。
- ・統合後の緑台小学校の校舎跡地利用については、地域からの要望を踏まえつつ、地域公共施設として活用する。

(4) 小中一貫教育

小中連携教育

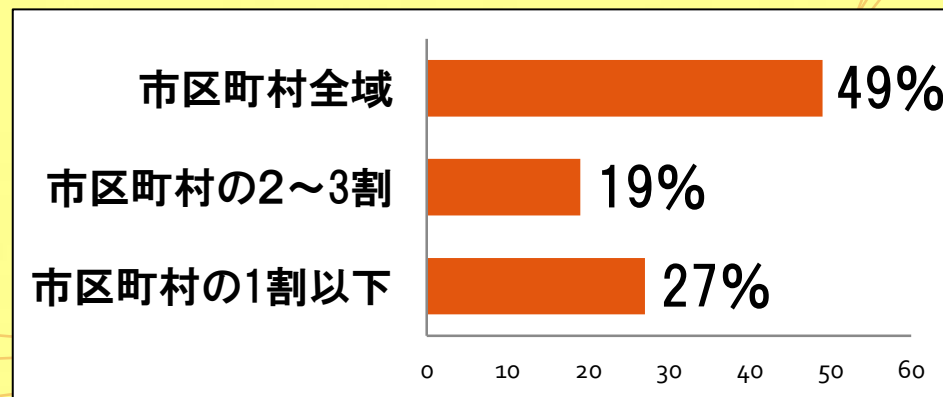
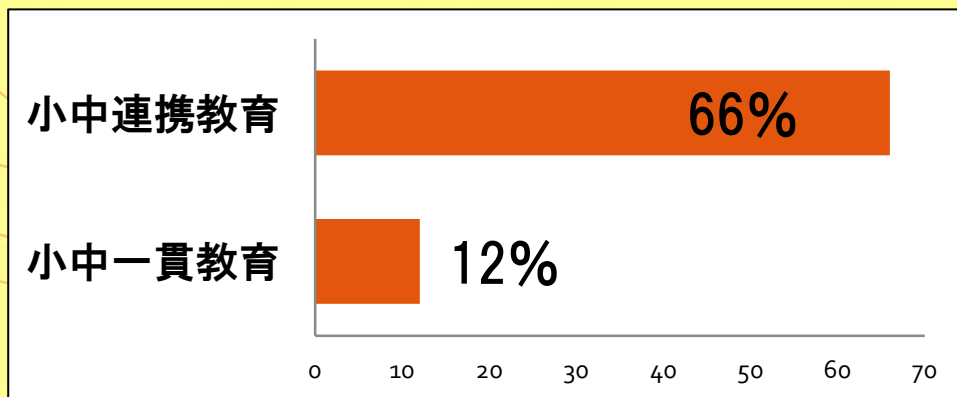
小・中学校が互いに**情報交換や交流を行う**ことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

小中一貫教育

小中連携教育のうち、小・中学校が**目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す**教育



文科省調査



(4) 小中一貫教育

幼小中連携推進事業（H24年度～H26年度）

11年間(12年間)の学びの中で、「**基礎的・基本的な知識・技能の習得**」及び「**基本的な生活習慣の定着**」を目指して、各中学校区幼小中における一貫した指導を行うための連携強化を進める

園児・児童・生徒の交流

- ・ 行事（音楽会・作品展・合唱コンクール等）への参加
- ・ 給食試食会 ・ 中学校部活体験
- ・ 中学生生徒会役員や小学6年児童による学校紹介
- ・ トライやる・ウィーク、トライやる後の交流

教職員の交流

- ・ 中学校教員による出前授業
- ・ 中学校校区人権研修会
- ・ 幼小中相互の授業参観及び交流
- ・ 幼小中連絡協議会

PTA・地域の交流

- ・ 各PTA行事への参加
- ・ 地域行事への共同参加

中心とした連携
交流を

教育課程の編成（幼稚園）

- ・ 小中の「学習タイム」との接続を意識した「きんたくんタイム」の実施
- ・ 幼稚園研修における「学びの接続」研究

(成果)

- ・子どもたちの交流の場が増えることにより、進学時の子どもの意欲が高まるとともに、**不安感の解消**につながった。
- ・年少の園児児童と接することにより、先輩としての自覚が生まれ、**自尊感情の高まり**が見られた。
- ・異校種間の**教職員の隔たりが減少**し、広いスパンで子どもの成長を捉え、**校区の課題を共有**することができた。

(課題)

- ・学校園間の日程調整が難しい。
- ・交流行事は充実してきているが、**単発**に終わり、カリキュラム連携など、**本来の連携の意義**が薄れている。
- ・交流に係わる**教職員が一部に限定**され、学校園全体に連携の意義が広まりにくい。

就学前小中連携教育の推進

園児
児童
生徒

- ①子どもの早期発達に対応した教育体制と教育課程を編成する
- ②学力の実態に応じた、きめ細やかな学習活動を充実させる
- ③キャリア教育の充実に向け、学ぶ意欲の醸成と学び方の定着を図る
- ④円滑な接続のための交流行事により自尊感情を育てる

- ⑤義務教育終了までの教育課程の構造的理解に基づき、教職員を育成する
- ⑥教職員の授業観・評価観の共通理解を促進させる
- ⑦就学前教育と小学校における接続期カリキュラムを活用する

教職員

地域
家庭

- ⑧長期的な視野に立った家庭教育との連携を進める
- ⑨児童生徒数の減少による学校規模の適正化を図る
- ⑩急速な少子化を迎える地域の活性化の拠点としての活動を進める

(4) 小中一貫教育

小中一貫教育

小中連携教育のうち、小・中学校が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

緑台 中学校区

小学校・中学校が目標を共有し、一貫した指導理念や指導方法によって教育を展開する。

- ・ 1 小学校 1 中学校
- ・ 施設が近接
- ・ 小規模校

④小中教職員の相互乗り入れ授業の展開

⑤合同分掌組織による学校運営

小中連携教育

小・中学校が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

③ 9年間の学習内容の系統性に関する研究

② 発達段階に応じた9年間の学習規律の目標設定

① 中学校区共通の「重点課題」の設定

6 中学校区

それぞれの小学校と中学校が独自性を持ちつつ、教育目標や教育課程などにおいて、お互いの違いを知りつつ、共有部分について、協働して研究実践する。

就学前教育

幼小中連携推進事業
(H24年度～H26年度)

(4) 小中一貫教育

①中学校区共通の「重点課題」の設定

②発達段階に応じた9年間の学習規律の目標設定

③9年間の学習内容の系統性に関する研究

④ 小中教職員の相互乗り入れ授業の展開

- 兵庫型担任制における中学校教師の授業支援
- 美術・音楽等の専科教員による小中学校での指導
- 中学校少人数授業における小学校教師の学習支援

⑤ 合同分掌組織の立ち上げ

- 学習指導、生徒指導、教育事務等の合同分掌部会の開催
- 合同研修会の実施

小中学校教職員の
協働実践

基礎・基本の定着と活用期
緑台小1～5年

学びの充実期
緑台小6年
緑台中1年

学びの発展期
緑台中2・3年

(5) 校区外就学制度

★川西市立学校校区審議会 答申

本審議会は、緑台小学校と陽明小学校を統合せざるを得ないと認める。なお、統合後の校区は、両校区を統合した校区とすることが妥当であるが、**統合後に通学距離が遠くなる場合などの子ども達の負担に対して、隣接する他校区への校区外就学を認めるなど個々の実情に応じた丁寧な対応が必要**と判断する。



統合前年度まで適用

★川西市校区外就学制度

- ① 住所にもとづく本来指定校の隣接校区に限る
- ~~② 新1年生に限る~~
- ~~③ 集団登下校は受入校の範囲地点までに限る~~
- ④ 通学は徒歩、または公共交通機関による
- ⑤ 交通費等の公費助成は無い
- ~~⑥ 就学校決定後の本来校への再申請は出来ない~~
- ~~⑦ 応募者過多の場合、抽選によって決定する~~
- ⑧ 申請校に兄弟が就学する申請者は、抽選免除
- ⑨ 卒業後引続き校区外中学へ申請した者は、抽選免除

原則ルール

例外ルール

10月初旬

- 新一年生保護者へ案内書発送
(申請書応募締切 10月末)

11月中旬

過剰流出の調整

- 指定校区外へ出ていける希望者数を本来校の児童数の**5%の限度内**に決定

11月下旬

過剰集中の調整

- 各校区からの希望者数を受入校の受入許容限度内の児童数に決定

入学校の決定
(辞退者等の確認)

決定者に通知発送
(新年1月末頃に発送予定)

11月下旬

- 既存の校区外申請手続き
(申請受付から受入校の許容限度確認まで)

12月上旬

＜統合前年度までの特例＞

- 緑台・陽明小各校区の現1年生から5年生の意向確認
- 緑台・陽明小各校区に校区外就学している児童に対して、本来校への再変更の意向確認

12月下旬

入学校の決定
(その他校区の
辞退者等の確認)

決定者に通知発送
(新年1月末頃に発送予定)

